

「総合的な探究の時間」学習指導案

〇〇高等学校 〇〇科 〇年〇組

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 第〇校時

教室：〇〇室

指導者 〇〇 〇〇

1. 単元(題材)	「家族を取り戻す」～拉致問題について考えよう～	
2. 単元設定の理由	<p>北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府も最重要課題と位置づけ、その解決に向けて全力で取り組んでいる。</p> <p>拉致問題の解決のためには、国民が心を一つにして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現への強い意志を示すことが、問題解決に向けた力強い後押しとなる。</p> <p>特に、これまで拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代への啓発が重要な課題となっている。</p> <p>今回の授業では、我が国の主権及び国民の生命と安全に係る問題である拉致問題解決のために「自分に何ができるか?」「何をすべきか?」について、対話による活動をとおして、生徒の多様な考えを引き出したり、学んだことを振り返り自ら自覚する機会を提供したりしながら、拉致問題について探究する機会としたい。</p>	
3. 単元の目標	<p>アニメ「めぐみ」の視聴や拉致被害者家族の思いや願いから、拉致問題を自分事として捉えて課題を設定し、解決への見通しをもって探究するとともに、自己の在り方生き方について考える。</p>	
4. 評価の観点	a. 知識・技能	探究の過程により概念的な知識を獲得し、自在に活用できる技能を身に付けている。
	b. 思考力・判断力・表現力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な課題を設定し、必要な情報を収集しながら類別して蓄積している。 ○ 事実や関係性を整理・分析することで、自分の考えを明確にしている。
	c. 主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分自身に対して、主体性や自己理解、社会参画等にかかわる心情や態度を高めようとする。 ○ 他者や社会との関わりに対して、協働性、他者理解、社会貢献等に関わる心情や態度を高めようとする。

本 時 案

本時の目標

アニメ「めぐみ」の視聴をとおして、拉致被害者家族の思いや願いに触れることで、拉致問題を自分事として受け止め、解決への見通しをもって課題を設定する。

学 習 活 動

指導・支援上の配慮事項など

評価基準 の観点

a b c

1. 「拉致問題」の関心について確認する。

<課題 1> 北朝鮮による日本人の「拉致問題」を知っていますか？

(1) 今までの学習を振り返る。

○ 「なぜ、知っているのか?」「なぜ、知らないのか?」を質問する。

(2) アニメ「めぐみ」を視聴する。

○ 考えたこと、疑問に思ったことをメモしながら視聴する。

○ 「子どもの権利条約」資料を配付する。(別紙1)

(3) 「拉致問題」の歴史的経過について、簡単に確認する。

- ・ 拉致問題に係る宮崎県作成資料 (別紙2)
- ・ 「拉致問題啓発CM」の視聴
- ・ 「ブルーリボン」の意味
- ・ 拉致被害者及び家族の話

○ 拉致問題に関する宮崎県作成資料を利用する。
○ 拉致問題は北朝鮮という国家による犯罪であり、北朝鮮の国民や在日朝鮮人の人々には責任はないということを押さえ、教育の中立性に十分配慮する。
○ 新たな差別や偏見を生み出すことのないよう配慮する。(「ヘイトスピーチ 等」)

2. アニメ「めぐみ」を視聴して、考えたこと、疑問に思ったこと

<課題 2> 「拉致問題」について、どのような感想や疑問を持ちましたか？

(1) 自分の考えを付箋に書き出す。

○ 生徒の「多様な考え」を引き出させる。

(2) 班で対話し「マンダラ①」を完成させる。

○ 考えを深めるために「対話のある活動」を班で行わせる。

「マンダラ①」

付箋A	付箋B	付箋C
付箋D	感想や 疑問?	付箋E
付箋F	付箋G	付箋H

<想定される反応(例)>

- ・ めぐみさんが突然居なくなった時の両親の気持ちは?
- ・ 遺骨と写真を渡された時の家族の気持ちは?
- ・ めぐみさんが拉致によって奪われた権利は何か?
- ・ 両親が街頭で救出を呼びかける時の気持ちは?
- ・ なぜ北朝鮮は、拉致行為を行ったのか?
- ・ どのような人が拉致被害者となったのか?
- ・ 日本政府は拉致問題にどのように対応しているのか?

※ マンダラは3×3のマトリックスを使った発想法。
中央に書いた内容に対する意見等を周りのマスに書いていく。

(3) 班で最も関心の高い内容を一つ選ぶ。

○ 「マンダラ①」より、一つ選ぶ。

学 習 活 動	指導・支援上の配慮事項など	評価基準 の観点											
		a	b	c									
3. 私たちは「何ができますか？」 「何をしなければなりませんか？」													
<課題3> 「拉致問題」に関して、私たちは「何ができますか？」「何をしなければなりませんか？」													
(1) 国や県の取組について理解する。 ・ 国や県の拉致問題に関するHP (2) 自分の考えを付箋に書き出す。 (3) 班で対話し「マンドラ②」を完成させる。	○ 国や県の拉致問題に関する取組について、それぞれのHPを用いて説明する。 ○ 生徒の「多様な考え」を引き出させる。 ○ 生徒の考えを深めるために「対話のある活動」を班で行わせる。	○											
「マンドラ②」													
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>付箋ア</td> <td>付箋イ</td> <td>付箋ウ</td> </tr> <tr> <td>付箋エ</td> <td style="text-align: center;">取組み 活動内容</td> <td>付箋オ</td> </tr> <tr> <td>付箋カ</td> <td>付箋キ</td> <td>付箋ク</td> </tr> </table>	付箋ア	付箋イ	付箋ウ	付箋エ	取組み 活動内容	付箋オ	付箋カ	付箋キ	付箋ク	<想定される取組や活動(例)> ・ 拉致問題について調べる。(拉致問題に関するHP 等) ・ 「救う会」の活動に参加する。(街頭活動、署名活動 等) ・ 作文コンクールに応募する。 ・ 拉致問題に関する啓発・広報活動を行う。 (ブルーリボン製作・配布、文化祭での展示 等)			
付箋ア	付箋イ	付箋ウ											
付箋エ	取組み 活動内容	付箋オ											
付箋カ	付箋キ	付箋ク											
(4) 「マンドラ②」より、班で最も関心の高かった取組や活動の一つを選ぶ。			○	○									
4. 「拉致問題」について設定した課題を発表し、考えを交流する。			○										
(1) ポスターセッションの準備を行う。 ① 対話で明らかになった事柄について、班の取組や活動の計画をまとめる。 ② 各班で発表者(2名)を決める。	○ ポスターセッションを実施し、生徒が学んだ内容を「振り返る機会」を提供する。 ・ 「取組内容」「設定理由」について用紙(B4)にまとめ、意思の発表をさせる。												
(2) 発表 ① 各班1名が発表を行い、他の生徒は別の班の発表を聞く。 ② 各班発表を行う。 ③ 発表内容について聴衆から質問を受ける。	○ 発表は2回行う。1回目終了後、発表者が交代し、2回目を行う。発表者以外は、自分の班以外の発表を聴く。 ○ 発表者は、自分の言葉で自らの学びを「振り返る」機会とする。他の生徒は、他の班の発表を聴くことで、様々な考えに触れる機会とする。 ○ 質疑応答の機会を設け、お互いの考えを「認め合い学び合う」場をつくる。	○	○										
(3) 振り返り ○ 別の班の発表を聞いた報告を行い、自分たちの班の取組について振り返る。	○ 他の班の発表内容を、自分の言葉で報告することで、学びを「振り返り自覚する機会」とする。		○	○									
5. まとめ ○ 「拉致問題」について、自分の考えや疑問に思ったことについて、各自まとめる。	○ 自分の言葉でまとめることで、お互いの考えを「認め合い学び合う」場をつくる。	○	○	○									

「子どもの権利条約」に示されている権利 【別紙1】

(宮崎県)

<p>子どもの権利条約 第3条</p> <p>子どもの最善の利益</p> <p>子どもに影響を与えるあらゆる行動と決定は、その子どもにとっての最善の利益に基づくものでなければなりません。</p>	<p>子どもの権利条約 第6条</p> <p>生命、生存、発達への権利</p> <p>すべての子どもが持つべき権利。社会の中で充実した生活を送るためのケアを受け、発達する権利。</p>	<p>子どもの権利条約 第7条</p> <p>名前と国籍を得る権利</p> <p>すべての子どもは法律に基づいて出生を登録され、名前と国籍を与えられ、親を知り、できる限り自分の親によって養育される権利を持っています。</p>	<p>子どもの権利条約 第9条</p> <p>養子及び家庭に代る保護</p> <p>子どもたちに家庭に代わる保護を提供し、子どもの宗教的、文化的、民族的背景を尊重し、公的機関のみが養子縁組を行うことを保障するのは、政府の義務です。</p>
<p>子どもの権利条約 第9条</p> <p>親から分離されない権利</p> <p>子どもたちは、親が虐待しているなど、子どもの利益が損なわれている場合以外は、親から引き離されてはなりません。親が離婚した子どもは、自分が傷つけられるのではない限り、両方の親と接触を保つ権利があります。別々の国に暮らしている家族は行き来し、再び家族として一緒に暮らすことができなければなりません。</p>	<p>子どもの権利条約 第12条</p> <p>意見表明の権利</p> <p>子どもたちは、自分に関係のあることを大人が決める時に、自分はそれがどうなるべきであると考えているかを伝え、その意見が考慮される権利を持っています。</p>	<p>子どもの権利条約 第13条</p> <p>情報を得る権利</p> <p>子どもたちは、各種のメディアから情報を得たり、他の人と分かち合う権利を持っています。テレビ、ラジオ、新聞は子どもたちが理解できる情報を提供しなければなりません。また、子どもたちや他の人々を傷つけ、害を与えるようなものごとを奨励してはなりません。</p>	<p>子どもの権利条約 第14条</p> <p>思想、良心、宗教の自由</p> <p>子どもたちは、他の人が自分の権利を享受するのを妨げるのではない限り、自分の望むことを考え、自分の宗教を実行する権利を持っています。親はこうした事柄について子どもたちを指導しなければなりません。</p>
<p>子どもの権利条約 第15条</p> <p>自由な結社への権利</p> <p>子どもたちは、他の人々が自分たちの権利を享受することを妨げない限り、他の子どもたちと集会を持ち、集団や団体に参加する権利を持っています。</p>	<p>子どもの権利条約 第16条</p> <p>プライバシー</p> <p>子どもたちにはプライバシーの権利があります。法律は子どもたちを、彼らの生活様式、名誉、家族、家庭に対する攻撃から、保護しなければなりません。</p>	<p>子どもの権利条約 第18条</p> <p>家庭生活の権利</p> <p>家庭は主要な子ども養育機能を持っています。両親は子どもの養育に対する責任を共有し、いつでも、それぞれの子どもにとって最善のものが何かを考えなければなりません。</p>	<p>子どもの権利条約 第24条、26条</p> <p>健康と社会福祉の権利</p> <p>子どもたちは健康を保つことができるために、良質の保健医療サービス、社会保障サービス、清潔な水、栄養のある食べ物、きれいな環境の権利も持っています。</p>
<p>子どもの権利条約 第27条</p> <p>適切な生活水準への権利</p> <p>親には子どもの成長のために必要な適切な生活条件を提供する責任があります。国は親を支援することによって特に両親が働いている家庭を、援助しなければなりません。</p>	<p>子どもの権利条約 第28条</p> <p>教育を受ける権利</p> <p>子どもたちは、人格と才能の発達、及び人権と文明的・国民的価値を尊重する精神を促進する教育を受ける権利を持っています。初等教育は無償でなければなりません。学校の規律は子どもたちの人としての尊厳を尊重しなければなりません。</p>	<p>子どもの権利条約 第30条、31条</p> <p>遊びと文化的活動の権利</p> <p>すべての子どもたちは、リラックスしたり遊んだりする権利を持っています。また、さまざまなレクリエーション、文化活動、芸術活動に参加する権利があります。</p>	<p>子どもの権利条約 第40条</p> <p>少年司法</p> <p>法を侵したために起訴される子どもたちは、法的な援助を受けられなければなりません。子どもたちは、最も重い罪の場合以外は、実刑判決を受けるべきではありません。</p>

拉致

決して、ひとごとではありません
宮崎県も拉致の現場なのです



原 勲晁さん
拉致被害者
(政府認定)



林田幸男さん
特定失踪者
1000番台リスト



水居 明さん
特定失踪者
1000番台リスト



和田幸二さん
特定失踪者
1000番台リスト



岩本美代子さん
特定失踪者

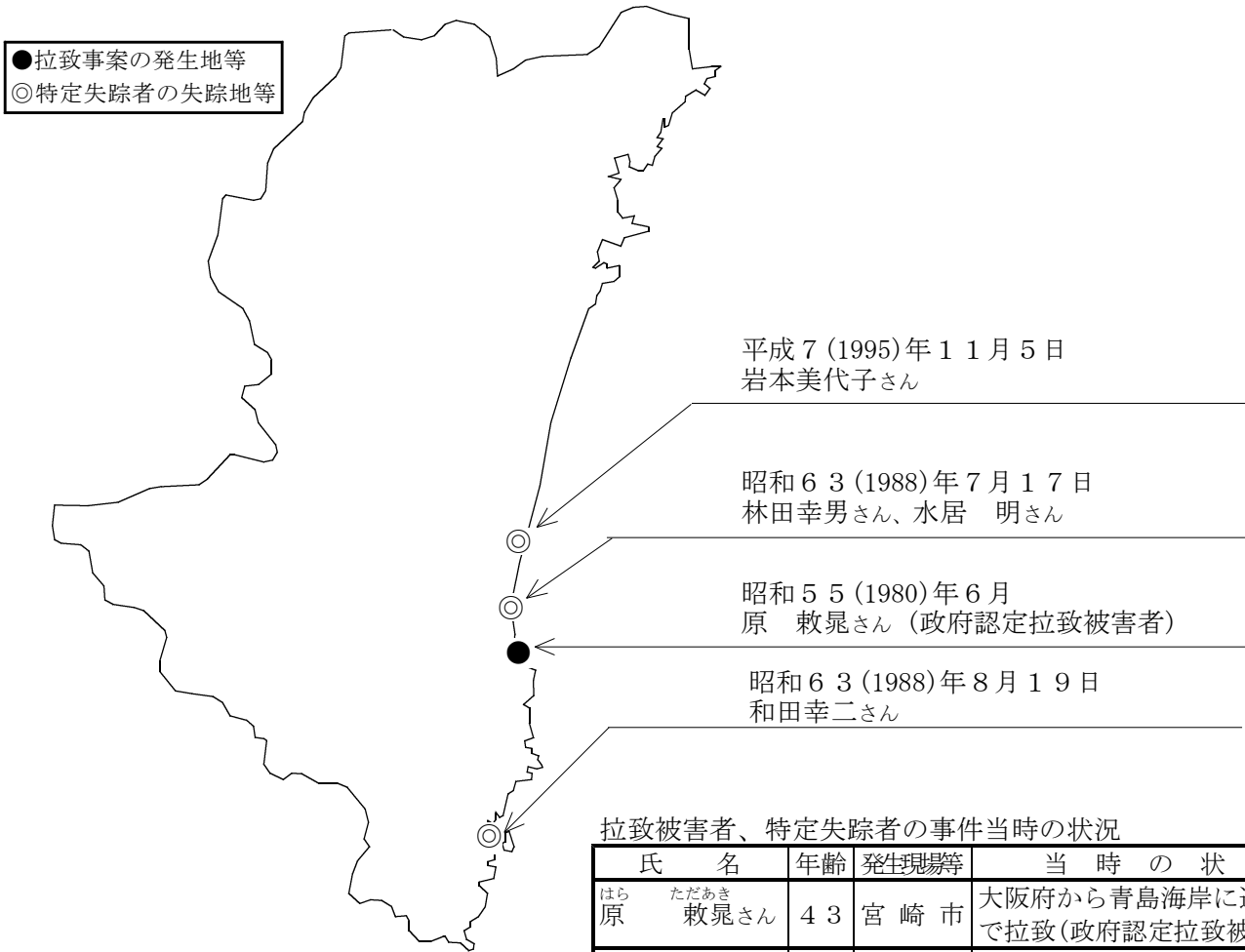
拉致問題の解決には「県民一人ひとりの声」が大きな力となります

政府が認定している拉致被害者(17人)のうち、原勲晁(はらただあき)さんは宮崎県内で拉致されています。また、北朝鮮に拉致された疑いがある、いわゆる「特定失踪者」の県内関係者も4人おられるなど、本県も拉致の現場となっています。拉致問題は、決してひとごとではありません。

拉致問題の解決のためには「県民一人ひとりの声」が何よりも強い力となり、被害者ご本人とご家族の大きな心の支えになります。

拉致被害者の早期救出に向けて、みなさまの温かいご支援とご協力をお願いします。

宮崎県内で発生した拉致事案・特定失踪者について



拉致被害者、特定失踪者の事件当時の状況

氏名	年齢	発現場等	当時の状況など
原 勲晃さん <small>はら ただあき</small>	43	宮崎市	大阪府から青島海岸に連れ出され工作船で拉致(政府認定拉致被害者)
林田 幸男さん <small>はやしだ ゆきお</small>	53	宮崎市	2人で宮崎市大淀川河口から遊漁船で出港、その後消息を絶つ(特定失踪者(1000番台リスト))
水居 明さん <small>みずい あきら</small>	52		
和田 幸二さん <small>わだ こうじ</small>	31	南郷町	自宅近所で友人を車で送り届けたあと失踪。車も見つかっていない(特定失踪者(1000番台リスト))
岩本 美代子さん <small>いわもと みよこ</small>	36	佐土原町	知人とのドライブ後に失踪。車が石崎浜海岸で鍵がついたまま発見(特定失踪者)

・年齢は失踪当時

上記以外にも、昭和46(1971)年12月、鹿児島県大崎町の自宅から宮崎空港へ向かった園田一さん、園田敏子さんが車ごと失踪。
また、昭和56(1981)年6月の日向事件(北朝鮮によるスパイ活動の摘発)、同60(1985)年には日向灘で不審船が発見されるなどの事案も発生しています。

・この資料は、政府拉致問題対策本部ホームページ等の政府資料及び特定失踪者問題調査会の失踪者リストに基づいて作成。
・「特定失踪者」とは、北朝鮮に拉致された疑いを否定できない失踪者で、特定失踪者問題調査会にご家族等が調査依頼を出され、公開を了解された方々。
・「1000番台リスト」とは、特定失踪者のうち、特定失踪者問題調査会が拉致の確率が高いと判断している方々。

北朝鮮による人権侵害問題への認識を深めよう

毎年12月10日から16日は
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

この週間は、拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題について、国民のみなさんの関心と認識を深めていただくため、法律で定められています。

県では、写真パネル展の開催、新聞・県政ラジオ番組等での広報、街頭啓発など、関係機関と連携しながら拉致問題の啓発活動に取り組んでいます。

拉致問題への取組みについて

■政府の取組み

拉致問題対策本部「北朝鮮による日本人拉致問題」
<http://www.rachi.go.jp/>

■宮崎県の取組み

宮崎県庁ホームページ <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>
「北朝鮮による日本人拉致問題について」

宮崎県商工観光労働部オールみやざき営業課

〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1

電話 0985-44-2623

FAX 0985-26-7327

写真提供:北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会
特定失踪者問題調査会